

〔別紙 2〕

論文審査の結果の要旨

氏名 河本和子

本論文は、第2次世界大戦後ソ連における「婚姻と家族に関する連邦および連邦構成共和国の立法の基本原則」（以下、連邦家族基本法という）の制定過程を非公刊一次資料に基づいて克明に跡づけたものである。

この作業には2つの狙いが込められている。その第1は、立法過程の具体的様相を詳しく追い、そのことを通して、立法過程を基礎づける「ソヴェト民主主義」がどのような制度として設計され、どのように実行に移されていたか、そこにいかなる限界があったかについて考察することである。より具体的には、草案の準備過程および制定過程における各種の担当機関の活動実態と相互関係、またそこにおける専門家（特に法学者）、最高会議代議員、一般大衆、政治指導部といった各種アクターの役割の詳細にわたる解明が本論文の大きな部分を占めている。

第2の狙いは、連邦家族基本法をめぐる議論の検討を通して、ソヴェト社会において家族がどのように位置づけられていたかを考察し、国家と家族の関わりという角度からソヴェト型政治システムの特徴を探ることである。ソ連における国家と家族の関係を、すべてが特異なイデオロギーから流出したものと捉えたり、逆にイデオロギーは単なる建前に過ぎず現実の社会関係には何の影響ももたなかったと考えるといった両極の先入観を排し、現実の家族法討論において登場した具体的争点の整理を通じて、この問題をより着実な検討の土俵に載せることが大きな課題とされる。

本論文は、序章、第1部「前提」、第2部「制定過程」、第3部「考察」、終章、の各部分からなる。

序章では、本論文の目的が論じられた後、「ソヴェト民主主義」という、今日では取り上げること自体の意味が疑われやすい主題を再検討することの意義が論じられている。旧ソ連および東欧諸国で社会主義が放棄された後、欧米諸国に現に存在する政治経済体制がそのまま正当化されるという安易な受けとめ方が一部に広まったが、リベラル・デモクラシーが社会主義的民主主義との対抗関係の中で鍛えられてきたことを想起するなら、前者の深化のためにも、後者の存在を単純に忘れ去ってしまうのではなく、その内実が具体的にどのようなものだったかを再検討することに今日的意義があると筆者は主張する。

第1部「前提」は2つの章からなる。第1章「家族と家族法を取り巻く状況」においては、連邦家族基本法制定過程を理解する前提として、従前の家族立法および戦後の家族状況について述べられている。ソヴェト政権初期においては、財産を継承するために存在する家族は私有財産制を廃止すれば意味を失って、いずれは死滅し、婚姻は完全に私事となり、子供の養育は社会が行なうようになると考えられていた。こうした考えのもと、事実婚に法的効力が認められ、嫡出・非嫡出の区別は財産継承者を特定するものとしての意味を失い、婚姻関係と親子関係は法的に切り離された。ところが、社会主義の実現が宣言さ

れた 1930 年代半ば以降、家族は国家および社会の基礎単位であるとされ、「家族の死滅」に代わって「家族の強化」政策が採られるようになった。第 2 次大戦中の 1944 年には、離婚手続きが複雑化されたほか、登録婚主義が採用された上に、婚外子の父親確定制度が廃止された。こうして、婚姻はひとたび締結されれば容易な解消は望めなくなると同時に、婚姻関係と親子関係は再び結びつけられることとなった。戦後のソヴェト社会では、1944 年改正によって離婚が難しくなったため、法的に離婚しないまま次の婚姻関係を事実上結ぶという現象が広く見られ、このことが婚外子率を押し上げた。戦争による男子人口急減のため人口の性比がいびつになったことも、これに拍車をかけた。婚外子は父親との関係で無権利であり、その上、学校でいじめられたりすることも少なくなかった。こうした事態は一般市民の不満を招き、法改正を求める手紙が当局のもとに多数寄せられた。

第 2 章「立法過程の担い手たち」では、連邦家族基本法立法過程の主要な担い手がどのような存在だったかが説明されている。すなわち、①連邦閣僚会議によってアドホックに設置された政府委員会、②連邦司法省およびその後継機関たる連邦閣僚会議付属法務委員会、③連邦最高会議の常任委員会の一つである立法準備委員会、④法学の研究機関、⑤共産党、という 5 種類のアクターが個別に解説され、末尾ではそれらの相互関係が論じられている。

第 2 部「制定過程」は、連邦家族基本法制定過程を、国家機関内での作業に即して詳しく跡づけており、時間の順序に沿って第 3 章から第 7 章までに分けられている。まず第 3 章「政府委員会、1948-1952」では、1947 年の憲法改正で家族法の基本法制定が連邦管轄となり（それまで家族法は共和国ごとの立法に委ねられており、連邦レベルの基本法は存在しなかった）、これによって連邦家族基本法制定が課題となった直後の 1948 年における作業開始から、スターリンが死去した 1953 年までの時期が取り上げられている。この時期には、政府委員会が法案作成を担当し、立法準備委員会が法案審査を担当することになっていた。しかし、この作業はスターリンの死とともに一旦滞り、法案が最高会議本会議に送付されることもなかった。

第 4 章「見直しと個別法制定の試み、1953-1956 年ごろ」においては、スターリンの死去からフルシチョフによるスターリン批判演説の行なわれた第 20 回共産党大会ごろまでの時期が取り扱われている。この時期には、連邦家族基本法作成作業が滞り、体系的な法律制定よりも、個々の論点への対応によって家族法の改正がなされた。この時期の作業の中心を担ったのは連邦司法省であった。その過程で、婚外子問題、離婚手続き問題など、後に繰り返し取り上げられる争点の多くが提出された。

第 5 章「法務委員会、1957-1961」では、スターリン批判後の言論活性化の最初の局面が分析の対象となっている。一旦滞っていた連邦家族基本法作成作業がこの時期に再開され、今度は法務委員会が法案作成の任に当たった。いくつかの草案が作成され、1959 年 10 月には一つの案が連邦閣僚会議に提出されたが、この案はしばらく閣僚会議のもとにとどまり、それ以上の段階に進むことはなかった。

第 6 章「立法準備委員会、1961-1968」では、立法準備委員会が法案作成を受け持ち、一般市民による討論に付されるために法案が公表されるまで漕ぎ着けた時期が扱われている。立法準備委員会による法案作成作業は 1963 年頃にはほぼ完了に近づいていたが、1964 年に予定された法案公表はなされず、作業は再び滞った。ここには、同年 10 月

におけるフルシチョフ第1書記解任という事情が関係しているものと見られる。ともあれ、大幅に遅れた法案公表はようやく1968年4月に実現した。

第7章「法案の採択」では、4月の法案公表によって始まった全人民討論およびそれをうけた6月の連邦最高会議本会議における最終的な修正と成立の過程が分析されている。従来、単なる形式にとどまると評されてきた全人民討論および最高会議本会議における討論が実際にはどのような内容をもつものであったかが、多数の投書および議事内容の分析を通して詳細に論じられ、それをうけた正式採択時の分析をもって第2部が閉じられている。以上の第2部では、法案作成過程の詳細な紹介が主要内容となっており、そこで提出された多数の論点の分析は次の第3部の課題となっている。

第3部「考察」は2つの章に分かれており、第2部の議論からの結論を導いている。先ず第8章「法案内容をめぐる論争とその意味」では、論点を、①連邦管轄と共和国管轄の関係、②婚姻に関わるもの、③親子関係に関わるものと分け、それぞれおよびその相互関係が論じられている。婚姻については、裁判外の離婚手続きを設けるか否かが最大の争点であり、そこでは、婚姻が社会的・公的なものであることを理由に国家が干渉する範囲を広くとろうとする論者と、婚姻が私事に属する親密な人間関係から生じることを理由に当事者の意思が尊重される範囲の拡大を主張する論者が対立した。親子関係については、婚外子の父親確定問題が最大の論点となり、登録婚主義擁護を理由に婚外子の父親確定要件を狭く絞ろうとする論者と、婚姻関係と親子関係の論理的切断を主張して婚外子の父親確定要件を拡大しようとする論者が対立した。これらの議論は理念的な根拠に基づいて提出されたためにややもすれば画一化する傾向をもったが、他面では、多様な現実に対応するために当事者意思の尊重も唱えられた。そこには、ソヴェト社会における利益の調和という原則と、その調和の範囲内で許容される当事者意思の尊重とがどのようにして両立するかという根本問題が伏在していた。

第9章「ソヴェト民主主義のもとでの政策形成・決定過程」では、こうした議論の内容および過程を踏まえて、「ソヴェト民主主義」の現実的メカニズムの特徴が論じられている。もともと「ソヴェト民主主義」は被治者の積極的な政治参加を前提していたし、特にスターリン死後には直接参加の重要性が叫ばれた。連邦家族基本法制定過程においては、各地へ人員を派遣して意見を集めたり、公表前の法案を研究機関に送付して意見を求めたり、一般市民からの投書を検討したりといったことがなされ、更に採択直前の時期には法案が公表されて全人民討論に付された。こうして集められた市民からの声は、法案作成者たちによって検討の対象として実際に取り上げられており、そのいくつかは修正案に反映されたから、市民からの入力に完全に実質を欠くものだったとはいえないが、どれがどのように取り入れられるかには不透明なものが残った。他方、間接参加の経路としては、最高会議によって設置された機関や代議員自身の活動を挙げることができる。代議員は常に直接に法案作成に携わっていたわけではなく、むしろ原案作成は専門家に任せ、原案にコメントを付したり、修正を要求したりするという形での関与が主だった。このことは専門家の役割の大きさを意味するが、婚外子の父親確定要件という最大の論争点において、専門家の多数意見ではなく、代議員らの意見が通ったことに示されるように、代議員は決して単なる飾りではなかった。このように、直接・間接両面にわたる参加があったとはいえ、そのいずれについても限界があり、また直接参加と間接参加の関係についても十分議論が

詰められていなかった。何が勤労者の利益なのかの最終判断は、事実上は共産党指導部に委ねられていたが、そのことの明示的正当化はなされなかった。こうして「ソヴェト民主主義」は全面的な虚構ではなかったが、限界をもってもいたということが、具体的な制度およびその作動様式の検討の中から明らかにされている。

このように第3部自身が既に結論に近い性格をもっているが、終章においては、本論の内容を簡潔に要約して再確認した上で、残された課題が論じられている。特に重要なのは、①家族法という事例においては当事者の意思が尊重される領域がそれなりに広がったが、このことは他の事例を含めて考えたときにどの程度の一般性をもつか、②本論文の対象時期においてはそれなりに機能していたかにみえる「ソヴェト民主主義」が後にあっさりとは放棄されるに至るのはどのようにしてかという2点である。いずれも「ソヴェト民主主義」の理論的内容がどのように変遷したかに関わり、今後の大きな研究課題をなすことが指摘されて、本論文は閉じられている。

本論文の長所としては、以下の点が挙げられる。

先ず何よりも、連邦家族基本法という一つの事例に即して、ソ連における法律の作成過程を非公刊一次資料に基づいて克明に明らかにした点である。従来のソ連政治史研究においては、ある法律案が起草され、それが様々な関係者による検討作業の中で手を加えられ、そして最終的に採択されるに至る全過程を具体的事例に即して跡づけるという作業は、ほとんど全くといってよいほどなされてこなかった。それは、立法過程に関わる内部資料がかつては利用できなかったという資料的限界によるところが大きい。それが唯一の理由ではない。ソ連型の政治システムにおいては法律というものはさしたる重要性をもつものではないという漠然たる思いこみ、またその作成における国民や専門家からの入力も実質的な意味をもたず、すべてが最高政治指導部から流出するのではないかという一般的通念が、立法過程の解明という課題の設定自体を妨げていたのである。筆者はそうした予断を排し、内部資料に即してソ連の立法過程の実態を丁寧に跡づけているが、これは内外においてほとんど前例のない、きわめて先駆的な業績である。

第2に、こうした立法過程の解明作業に基づいて、ソ連特有の「民主主義」がどこまで実質的であり、どのような限界があったかを明らかにすることが試みられている。ソ連の政治体制に関する従来の議論は、ややもすれば大上段に振りかぶった本質論に傾きがちだったが、本論文はむしろ、具体的な政策過程の個別的な特徴から政治体制の問題に迫ろうとしている。特に、従来の研究が出力としての政策およびその履行に焦点を合わせがちだったのに対し、むしろ入力面に目を向け、各種の入力がどのような局面において、どの限度内で有効たり得たかの検討がなされていることは、ソヴェト政治史研究の新しいアプローチとして評価される。

第3に、ある社会における家族の位置、国家と家族の関わり、そこにおける政治の関与といった論点は、近年、政治学一般においても重要度を高めているが、ソ連型の社会においては、特異なイデオロギーおよび国家体制をもつだけに、そこにどのような特徴があったのか、伝統的社会や自由民主主義国家との異同はどのようなものかなどといった論点がとりわけ大きな重要性をもつ。このこと自体は従来からも認識され、一定の研究蓄積があるが、その多くは実証的基礎が薄弱で、印象論を大きく出るものではなかった。本論文は、

その域を突破し、家族基本法をめぐる議論という素材をもとに、国家によって規制すべきだと考えられた領域と個人の選択を尊重すべきだとされた領域の関係についての論争の具体的な分析を行なっている。この分析は、国家・社会関係という重要な論点に迫るための着実な基礎を築くものという意味をもつ。

他面、本論文にもいくつかの短所があることを指摘しないわけにはいかない。

先ず、本論文における立法過程の記述は非常に丹念であるが、その代わりに、政治史的観点からの分析がやや乏しいうらみがある。ソヴェト型政治体制の特質についての考察はある程度なされているが、それもやや抽象的なレベルにとどまっている観がある。そのことと関連して、ソヴェト史におけるフルシチョフ期の位置づけについて、断片的に触れられてはいるものの、時代像そのものの全般的考察は欠けている。また、最終的裁可の権限を保持していたはずの共産党指導部が滅多に登場しないのは、家族法という論点が党指導部によって相対的に軽視されていたためなのか、それとも何か別の事情によるのかといった点が十分明らかにされていない点は読者に欲求不満を残す。もっとも、これは資料的限界からやむをえない面もあり、根拠不十分な憶測を避けて手堅い実証的歴史研究に徹しようとしたことの別の表現ともいえる。

また、本論文のうち家族法についての議論は民法学の領域にも接する面があるが、立法過程における具体的論点をめぐる論者の発言を主要な素材としているため、その背景にあるソヴェト家族法の理論的枠組みについての説明が必ずしも十分ではなく、民法学の観点から見たときに議論がかみ合いにくいものになっている。もっとも、そうした不満が生じるのも、多くの政治学者が敬遠しがちな法学的議論に敢えて立ち入るといふ冒険をおかしたことの副産物というべきであり、政治学の論文としては特に大きな欠陥とはいえない。

更に、本論文における原資料の丁寧な紹介は歴史研究の基礎的作業としてきわめて高い価値を有するが、反面、あまりにも資料に密着した議論が長大であるために、読んでいてしばしば議論を追うのが困難になり、またどの部分が論旨にとって特に重要なのがつかみにくい作品になっている。論旨にとって重要な個所を強調する一方で、必ずしも不可欠でない部分はより簡略な記述にとどめるなど、文章にメリハリをつける工夫をした方が、読みやすい論文になったと思われる。

このような問題点があるとはいえ、それは本論文の価値を大きく損ねるものではない。全体として、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度の研究能力を有することを示すものであることはもとより、ロシア・旧ソ連政治史ひいては政治学一般にとっても刺激的な問題を提起し、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文と認めることができる。以上から、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。